市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成のご案内

小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養をしている児童の保護者に対し、ネブライザーや電気式たん吸引器など日常生活用具の購入に要する費用を助成する制度です。

事前相談・申請となります。用具購入後のご相談はお受けできませんのでご注意ください。

助成対象者

市川市に住民登録があり、下記の各助成対象用具の要件を満たす方。

※障害者総合支援法や児童福祉法(小児慢性を除く施策)など他制度の対象とならない方に限ります。

助成対象用具

※各種目の助成は I 回限りです (紫外線カットクリーム・ストーマ装具・人工鼻を除く)。

種目	要件	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	児童が容易に使用し得るもの(手すりが付いているもの又は手すりを付けることができるもので、住宅の改修を伴わないものに限る。)	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を 有するもの	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅の改修を伴 うものを除く。)	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部 の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの(電動のものを含む。)	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び 安定性を有するもの(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補 助、段差解消等の用具となるもの	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、児童又は介助者 が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅の改修を伴うものを除く。)	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、児童又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円
車椅子	下肢が不自由な者	児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの(電動のものを除く。)	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの	22,000 円
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく 欠けて、がん又は神経障害を起こ すことがある者	紫外線を遮ることができるもの	41,580 円/人
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、児童又は介助者が 容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	113,520 円/人
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	149,160 円/人
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が 必要な者	児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円/人

助成内容

各種目の基準額から、課税額に応じた保護者負担額を控除した金額を助成します。

階層区分	世帯の階層(細	世帯の階層(細)区分			徴収基準加算月額
A 階層	中国残留邦人等	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0円
B階層	A階層を除き、	A 階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯			110円
C階層	A階層及びB階	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			230 円
D階層	A階で、BB階層を除分ののののののののででで、当時では、当時では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	3,000 円以下 3,001 から 5,800 円まで 5,801 から 8,700 円まで 8,701 から 13,000 円まで 13,001 から 17,400 円まで 17,401 から 22,400 円まで 22,401 から 28,200 円まで 28,201 から 58,400 円まで 58,401 から 75,000 円まで 75,001 から 96,600 円まで 96,601 から 121,800 円まで 121,801 から 175,500 円まで 175,501 から 221,100 円まで 221,101 から 380,800 円まで	D1 階層 D2 階層 D3 階層 D4 階層 D5 階層 D6 階層 D7 階層 D8 階層 D9 階層 D10 階層 D11 階層 D12 階層 D13 階層 D14 階層	2,900 円 3,450 円 3,800 円 4,250 円 4,700 円 5,500 円 6,250 円 8,100 円 9,350 円 11,550 円 17,850 円 22,000 円 26,150 円	290 円 350 円 380 円 430 円 470 円 550 円 630 円 810 円 940 円 1,160 円 1,380 円 1,790 円 2,200 円
		380,801 から 549,000 円まで 549,001 から 579,000 円まで 579,001 から 700,900 円まで 700,901 から 849,000 円まで 849,001 から 1,041,000 円まで 1,041,001 円以上	D15 階層 D16 階層 D17 階層 D18 階層 D19 階層 D20 階層	40,350 円 42,500 円 51,450 円 61,250 円 71,900 円 全額	4,040円 4,250円 5,150円 6,130円 7,190円 左の徴収基準月額の 10%。ただし、その額が 8,560円に満たない場合 は、8,560円

※徴収基準月額:対象児1人目の負担額 徴収基準加算月額:同世帯の2人目以降の対象児にかかる負担額

申請手続き

事前相談となります。担当者による聞き取り調査の上、下記の申請書類をご案内いたします。申請書類受理後支給決定をし、1~2週間程度で決定通知書および助成券を発行いたします。

- □ 市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付申請書
- □ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- □ 見積書(助成対象用具の種目及びその価格が記載されたもの)
- □ 日常生活用具意見書(児童が助成対象用具の要件を満たすことを示すもの)
- □ ※市外から転入された方など:児童の属する世帯のすべての世帯員に係る市町村民税の課税証明書

市川市福祉部障がい者支援課 福祉班 〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号 ※令和3年1月4日より八幡1丁目1番1号

TEL:047-712-8513(直通)

FAX: 047-712-8727